

竹原市総務文教委員会

平成28年9月7日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第42号 工事請負契約の締結について
- 2 議案第45号 平成28年度竹原市一般会計補正予算（第2号）

(委員外議員質疑)

- 1 松本議員 （議案第42号）

(行政報告)

- 1 予定なし

(所管事務調査)

- 1 「ちゅうげい」現地視察の総括
- 2 次回所管事務調査の決定と閉会中の継続審査
 - ・内容
 - ・開催日

(その他)

- 1 総務文教委員会行政視察について

(平成28年9月7日)

出席委員

氏 名	出 欠
山 元 経 穂	出 席
川 本 円	出 席
今 田 佳 男	出 席
竹 橋 和 彦	出 席
堀 越 賢 二	出 席
北 元 豊	出 席
脇 本 茂 紀	出 席

委員外議員出席者

氏 名
高 重 洋 介
井 上 美 津 子
大 川 弘 雄
松 本 進

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長	西 口 広 崇
議会事務局次長	住 田 昭 徳
議事庶務係主事	前 本 憲 男

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	細 羽 則 生
総 務 部 長	谷 岡 亨
企 画 振 興 部 長	中 川 隆 二
総 務 課 長	平 田 康 宏
財 政 課 長	沖 本 太
企 画 政 策 課 長	松 崎 博 幸

午前9時50分 開会

委員長（山元経穂君） ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、9月定例会の総務文教委員会を開会致します。

本日、委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（細羽則生君） 改めましておはようございます。

山元委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、早朝から委員会を開催頂きましてどうもありがとうございます。

本日は、今定例会に提案させて頂いております議案のうち、第42号議案工事請負契約の締結について、それから第45号議案平成28年度竹原市一般会計補正予算について御審議頂くことになっておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

委員長（山元経穂君） それでは、議案第42号工事請負契約の締結についてを議題と致します。

財政課長。

財政課長（沖本 太君） それでは、議案第42号の工事請負契約の締結について、議案書及び議案参考資料に沿って説明を申し上げたいと思います。

議案書の5ページをお開きください。

議案の内容につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次に説明を致します予定価格が1億5,000万円以上の工事の請負契約を締結することについて議会の議決を求めるというものでございます。

工事名につきましては、吉名中学校区小中一貫校整備工事でございます。当該工事につきましては、建築工事、電気工事、設備工事の3つの工事に分離し、発注を行うものであり、当該議案の工事につきましては建築工事の部分となっております。

契約の方法につきましては、条件つき一般競争入札の事後審査型でございます。契約の相手方でございますが、平原・勝谷特定建設工事共同企業体、いわゆるJVと呼ばれるものでございます。その構成する会社につきましては、代表者の方が東広島市西条土与丸4丁目2番48号、平原建設株式会社でございます。構成員の方が、竹原市中央2丁目1番15号、株式会社勝谷組となっております。契約金額につきましては……。

委員長（山元経穂君） 財政課長，済みません。

傍聴許可が入りましたので，中国新聞の山田記者が傍聴の許可を願っておりますので，これを許可したいと思います。

済みません。続けてください。

財政課長（沖本 太君） 契約金額につきましては消費税を含めまして3億9,017万1,600円，工期につきましては当該議案が可決された日の翌日から平成30年1月31日までを予定としております。

次に，工事の概要につきまして，議案参考資料の方で説明を申し上げたいと思います。

議案参考資料の5ページの方をお開きください。

工事の概要につきましては，既存校舎の増築及び改修工事，屋内運動場及びプールの改修工事並びに遊具の新設及びバックネット移設等の外構工事となっております。具体的に申しますと，既存校舎東側に鉄筋コンクリート造3階建て335.1平方メートルを増築することで，普通教室を3室確保致します。また，1階職員室部分の左側に鉄骨造で44.53平方メートルを増築し，職員室を増床するというものでございます。また，契約の相手方の決定方法につきましては，市内建設業者の入札参加機会を確保するため，特定建設共同企業体による事後審査型の条件つき一般競争入札と致しました。建設工事入札参加選定委員会を本年7月7日に開催する中で，特定建設共同企業体の代表者及び構成員の参加資格要件を定め，7月8日に入札を公告し，8月10日に電子入札システムにより改札を行ったところ，特定建設共同企業体3社から入札がございました。このうち，最低価格で入札した平原・勝谷特定建設共同企業体を第1落札候補者として資格要件の事後審査を行い，同共同企業体が参加資格要件を満たしていることを確認を致しましたので，落札者と決定をしたところでございます。

以上につきまして，工事請負契約の締結の説明とさせていただきます。

委員長（山元経穂君） それでは，質疑をお願い致します。

今田委員。

委員（今田佳男君） 8番の分離発注，3つに分けて発注するというようなことだったと思うのですが，分離がどういうふうに分離されているか，教えて頂けますか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 分離発注の区分については，建設業種ごとに，建築工事と電気工事と設備工事の3つの工事に分離しております。

委員長（山元経穂君） 今田委員。

委員（今田佳男君） 入札関係、ちょっと私不案内でわかりにくいところがあるのですが、市内建設業者の入札参加機会を確保するため、特定建設共同事業体による事後審査型の条件つき一般競争入札ですか、それを採用したという流れというか、言葉になっているのですが、こういうやり方をすると市内業者が落札しやすいという意味合いだと思うのですが、そういう考え方でよろしいのですか。大きな、この場合だと4億円の、大体3億9,000万円、4億円ぐらいの仕事になるので、市内の業者の方でそれだけ大きい仕事を落札するといった時に支障があるというか、そういうことがあるからこういうやり方をされているのだと思うのですが、その点、ちょっとわかりやすく説明して頂きたいのですが。

委員長（山元経穂君） 財政課長、わかりやすい答弁をよろしくお願い致します。

財政課長（沖本 太君） わかりやすいかどうか、ちょっとわからないですけど、公共工事でございますので、もちろん工事の質の確保というところがまず大きく要請されている部分でございます。まずその受注者がその工事の質をちゃんと確保できる業者であるかどうかということですけど、客観的に判断する材料として完成工事高だったりそれまでの工事実績というものを一つの判断基準としています。

市内のこういった大きな工事になりますと、その完成工事高を満たす企業が少ないので、JVといったことで、JVの共同出資比率に応じて完成工事高を下げるができますので、そういうことを下げることで市内業者の受注機会の拡大を図るという方向で、このJVという手法をしているということでございます。

委員長（山元経穂君） 今田委員。

委員（今田佳男君） 端的にいうと、契約の相手方が、代表者が東広島市の平原建設で、構成員ということで竹原市の勝谷組さんということで、比率の割合がちょっとわかりませんが、こういうことをすることによって、受注ができたという考え方でよろしいのですか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） そのように認識して頂いて結構でございます。

委員長（山元経穂君） 今田委員。

委員（今田佳男君） あと、今の特定建設共同企業体云々という、これちょっとわからないので、ホームページ等で調べて、国交省のホームページに載っていたのですが、こ

ういった企業体方式の仕事の出し方というところで、共同企業体の運用準則というところがあって書いていたのですけども、対象工事の規模というところで、土木、建築工事にあっては少なくとも5億円程度を下回らずというふうな文言を、準則だから罰則がないということであれば問題ないのですけど、一応こういう記述があったのでこのたびは4億円、3億9,000万これ大丈夫ですかということがあるのですけど、こういう準則であって、問題ないという認識でよろしいですか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 本市におけるこのJVの運用に関しては内部規定を設けておりまして、今田委員おっしゃられたのはこの後の準則であって、地域の実態に応じて本市の方の運用基準を持っているということでございます。それで、その本市の運用基準の中では、建築工事に関してはおおむね3億円を目途にJVで発注することとしておりまして、これまでも支出致しました建築物、例えば道の駅とか給食センター、竹原小学校の体育館とか全てJVを活用しているところでございます。ただ、唯一例外として、ちょっと工期がとれなかったということで、忠海小中一貫校の方はJVができなかった、最初はJVで発注したのですけど、組成とかもできなかったという事情もあったのですが、唯一の例外としては、最終的には忠海小中一貫校。そういったことでございます。

委員長（山元経穂君） その他、ございませんか。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） まず、この特定建設共同企業体3社からの入札とありますが、しかしその3社の名前はどこにも出てないのです。議会に対する提出資料の中に他の2社がどこであるということが出てないと思います。ましてや、ホームページでもまだ公表されていない。例えば、この平原・勝谷特定建設共同企業体と、あと2社がどういうところが具体的に書類を出して、その中でいわゆる最低価格で入札したからこうなったというふうには説明は書いてある。だけど、多分総合的な判断なり評価っていうのがあるんじゃないか。その3つの中で相対的にこれが入札の条件になったのは、単に最低価格だったからなのか、そうじゃなくて、総合的な判断をした時点でこういうこと、こういうところに優位性があったのか、あるいは私がもう一つ言いたいのは、こういう、例えば3社から応札があった、3社の企業名がなぜこういうふうな、何らかの、今日提出される説明でもいいですけれども、なぜ資料として出されないのか、その点について。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 3社応札がございまして、その判断基準でございましてけれど、これはあくまでも最低価格を提示された企業体ということでございます。あくまでも、事後審査型というのは、この入札参加の資格、免許をちゃんと満たしているかどうかというところを事後審査するものであって、工事の内容とか工法とか、そういう具体的なものを評価して発注を決めるということではございません。

それと、ほかの2社の応札された企業体の名称については、ちょっと資料はつけていないので申しわけないのですが、1社が親の方が上垣組、子どもの方が中国工業開発が1社、それともう一社が、親の方が山陽建設、子どもの方が井上建設という、これは三原市業者同士の共同企業体でございます。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 多分、最終的にはこういう3社が入札をしてここが落としましたという文書、公文書がある。やっぱり議会で審議する際に、少なくとも最低価格で入札したのはどの共同企業体で、この共同企業体とこの共同企業体が一体いくらの価格を出して、最低価格はここで入札したのですということは、議会に対する説明の際に資料として提出すべきではないかというふうに思うのですが、その点はいかがですか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 資料のあり方については、今後どういった形がベストなのかというのは検討してまいりたいと思います。

いずれにしても、この入札の状況についてはホームページ等でも公表しておりますし、財政課の方に来て頂ければ閲覧できるようにもなっていますので、全く隠すような情報ではございませんので、今後、この委員会の場でどういう形で出せるかどうかというのを検討した上で、そのように考えています。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） さっきの説明で、例えば竹原市内の業者ができる限り参加できるように、こういう共同企業体ということをやっているのですよと。で、さっき話を聞くと、ほかの業者は三原市同士ということになっています。これは、要するに単純には価格が低いということでこれが落札をしたのだけれど、さっき出されたような要件からすると、竹原市内の業者が入っているということは、ある意味では当初の目的がかなっていないわけですよ、それなりに。そういう選考過程というものは、やっぱり一定にわかるような説明

ということが必要なのではないかと。

何が言いたいかという、議会の審議をする際に、そういうものが明らかにならずに、例えば私がこの議案を見て思ったのは、これではわからんじゃないか、あとの2社はどこで、あと共同企業体がどこで、その結果、ここが落札したと、今言われているように、例えばホームページで公表されていると言いましたけど、このデータはまだ出されてないですよ。議会で審議するのは今日なのです。この時に、議員には守秘義務やいろんなことがありますから、もちろん守秘義務は守りますけれども、少なくともなぜそういう情報が、こういうことを審議する段階で提示されないのかという疑問なので、その点は今後改正しますなのか、今、検討しますということです。その点をお願いします。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） そうですね。この契約案件を選んだのが、あくまでも価格を基準にして選んでいるというところがございます。

御心配されているところが、どういったものがあるのか、ちょっと私にはイメージが湧かないのですが、今後、どういったやり方で情報を出していくかということは検討してまいりたいと思います。済みません。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 情報開示のあり方、当然、こういう入札というふうなことを、具体的に議会の同意を求めるわけですから、議会にどういうところが応札して、どういうところが入札したかということについては、やっぱり知っておく必要がある。確かに、結果はホームページで公開されるという、今おっしゃったように現時点では全然公開はされていない。だけど、議会は審議をしなきゃならない。そういうことがあるので、やはり議会にその情報は、少なくとも開示されてしかるべきではないかということにおいて、今までそういう開示はされていないのですか。そういうことですか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） そうですね。今までのこういう契約締結の議案に関しては、応札の状況というのは、資料としては出したことはございません。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） じゃあ、検討して頂きたいということをお願いします。

副市長（細羽則生君） 何か言った方がいいですか。

委員長（山元経穂君） 是非。そう難しい資料の提出じゃないと思いますので。

副市長。

副市長（細羽則生君） 今回の部分につきましては、先ほど課長の方から御説明させて頂きましたように、事後審査型ということで、一定の資格要件を満足しているかどうかという部分を淡々と整理をした上で、落札候補者、いわゆる契約者というのを決めまして、その部分が一定の条件を満たしているという中で、今回御提示をさせて頂いているというプロセスを踏んでいるものですから、その一連の流れの中がという形の部分で、我々の方はそういう例えばその応札者がとかという部分を御提供しなかったという部分ですが、今、多様な入札契約制度という部分がある中で、いわゆる例えばその品質をどうするか、地域要件をどうするかとかというような部分については、プロセスが生じてくるという部分がありますので、全体的な情報開示のあり方につきまして、そういうのを総合的に判断した上で検討したいというように考えております。どうぞよろしく申し上げます。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） ある意味で、ここに経緯が書いてあります。私もこれを読んで、はっきり言ってどういうことなのという感じなのです。だからそれで、やっぱりこういう経緯の、今言われたようにこういう経緯の関係でどういう審査の結果、こういうふうに応札されたのだというのは、少なくともこういう議案を提出して委員会で審議する際には是非御提示を頂きたいというふうに要望しておきたいです。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

その他、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） それでは続きまして、議案第45号平成28年度竹原市一般会計補正予算（第2号）を議題と致します。

財政課長。

財政課長（沖本 太君） それでは、9月定例会に上程致します補正予算案につきまして、補正予算書によって御説明を申し上げたいと思いますので、補正予算書の1ページをお開きください。

このたびの補正予算案の主な内容でございますが、6月下旬の梅雨前線の活発化によりましてもたらされた大雨によって、市内各所において被災した公共の施設や農林水産施設等の復旧事業に必要な経費、また平成27年度に実施致しました各種事業に対し交付された国庫支出金等について精算を行った結果、返還が必要となったことから、それらに対応

するための経費，それらを歳出予算に計上するものでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5,128万2,000円追加し，総額を132億3,750万5,000円とするとともに，繰越明許費と地方債の変更を行う内容となっております。

それでは，補正予算書の3ページをお開きください。

歳出の補正内容につきましては，民生費，農林水産業費，土木費，災害復旧費，予備費の5款において追加計上を行い，教育費において減額計上を行うものでございます。その個別の具体的な内容につきましては，事項別明細書で御説明申し上げますので，12ページ，13ページをお開きください。

民生費，社会福祉費，社会福祉総務費につきまして，一般事務に要する経費として，国県支出金返還金204万円の追加計上を行うものでございます。平成27年度中に実施致しました臨時福祉給付金支給事業に対して，国から概算交付されました補助金について精算を行った結果，返還を行うこととなったことから，必要な予算計上を行うものでございます。財源につきましては，一般財源となっております。

続きまして，款項は同じく障害者福祉費につきまして，障害者福祉事務に要する経費として，国県支出金返還金2,482万2,000円の追加計上を行うものでございます。平成27年度中に実施した障害者福祉に関する事業に対して，国や県等から概算交付された補助金や負担金等について精算を行った結果，返還を行うこととなったことから，必要な予算計上を行うものでございます。返還の対象となります事業につきましては，障害者自立支援事業，重度障害者医療費支給事業などが主なものでございます。財源につきましては，一般財源となっております。

続きまして，款項は同じく老人福祉費につきまして，一般事務に要する経費として地域介護・福祉空間整備等補助金及び国県支出金返還金合わせて109万6,000円の追加計上を行うものでございます。

まず，地域介護・福祉空間整備等補助金につきましては，市内の介護サービス事業者が介護ロボットを導入する際の負担軽減を図るために，導入経費の一部について補助金を交付するというものでございます。購入予定の介護ロボットにつきましては，被介護者を抱えるなどの離床介護を行う際に，体にかかる負担を軽減するタイプのものでございます。おおむね200万円程度の購入費に対して，定額で92万7,000円を交付するというものでございます。財源につきましては，国からの交付金を100%充当するものであり

ます。また、国県支出金返還金につきましては、平成27年度中に実施した低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減事業に対して、国から概算交付を受けた補助金について返還を行うこととなったことから、必要な予算計上を行うものでございます。財源については、一般財源となります。

続きまして、14ページ、15ページをお開きください。

民生費、児童福祉費、児童福祉総務費について、一般事務に要する経費として国県支出金等返還金673万7,000円の追加計上を行うというものでございます。平成27年度中に社会福祉課、子ども福祉室で実施致しました各種事業に対して国や県等から概算交付された補助金や負担金等について精算を行った結果、返還を行うこととなったことから必要な予算計上を行うものでございます。返還の対象となりました事業につきましては、子育て世帯臨時特例給付金支給事業、保育緊急確保事業、ひとり親家庭等医療費支給事業などが主なものでございます。財源につきましては、一般財源となります。

続きまして、補正予算書の16ページ、17ページをお開きください。

民生費、生活保護費、生活保護総務費について、生活保護事務に要する経費として国県支出金等返還金1,674万円の追加計上を行うものでございます。平成27年度中に実施した生活保護支給事業等に対して、国から概算交付されました負担金の精算を行った結果、返還を行うこととなったことから、必要な予算計上を行うものでございます。財源につきましては、一般財源となります。

続いて、18ページ、19ページをお開きください。

農林水産業費、農業費、樋門維持管理費についてでございます。樋門維持管理に要する経費として、手数料及び機器リース料合わせて185万7,000円の追加計上を行うというものでございます。例年の当初予算におきましては、大雨時の浸水防止など緊急的な対応が必要な場合に備えて災害応急用仮設ポンプを設置するリース料及び各樋門に堆積したごみの撤去手数料等を計上しているところでございます。

そうした中で今年度におきましては、9月末の大雨でそれら予算について一部執行したことから、今後の大雨等に備えて当初予算相当額に回復をさせるということであります。財源については、一般財源となります。

続いて、20ページ、21ページ。

土木費、用悪水路費、樋門維持管理費について、樋門維持管理に要する経費として手数料及び機器リース料合わせて142万2,000円の追加計上を行うというものでござい

ます。こちらにつきましても、考え方は先ほど御説明申し上げました農林水産業費の内容と同様でございます。既に、当該予算について執行しておりますので、今後の大雨等に備えて当初予算相当額に回復をさせるというものでございます。財源については、一般財源となります。

続いて、22、23ページでございます。

教育費、教育総務費、小中一貫校整備費について、当該事業に係る国庫支出金が当初予定額以上の交付が受けられるということとなったことに伴い、充当財源と致しておりました都市基盤整備基金繰入金を減額するなど、財源内訳の変更を行うものでございます。

続いて、24ページ、25ページでございます。

教育費、中学校費、学校管理費について、施設整備に要する経費として施設整備工事請負費2,220万円の減額を行うというものでございます。この減額する予算につきましては、竹原中学校の給排水整備事業に係る工事請負費でございますが、この予算の特定財源として国の平成27年度補正予算に計上された交付金の活用が見込まれたことから、本市の予算におきまして今年度当初予算と平成27年度の補正予算両方によって計上を行っていたところでございます。その後、平成27年度の交付金が採択されたということで、充当になります本年度の予算を減額するというようなことでございます。

続いて、26ページ、27ページでございます。

教育費、幼稚園費、幼稚園費について、園運営に要する経費として臨時職員賃金152万4,000円の追加計上を行うというものでございます。これは、竹原西幼稚園等の人員体制につきまして、9月から介助員を2名増員配置するために必要な経費を計上しているものでございます。介助員の配置につきましては、医師などで構成する特別支援教育相談委員会において、専門的かつ客観的に配置が必要とされた園児に対して行うことを規定しているところでございます。財源については、一般財源でございます。

続いて、28ページ、29ページでございます。

災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費について、公共の施設災害復旧に要する経費と致しまして、災害復旧工事請負費など1億8,000万7,000円の追加計上を行うものでございます。概要につきましては、被災した道路、河川及び公園の復旧工事を行うものでございます。

事前にお手元にお配りしております地図を使って、場所、箇所数等を御説明申し上げたいと思います。

左肩が、竹原市災害公共土木補助災害箇所とある資料をごらんください。

このうち、こちらの方は国庫補助金の対象となっているものでございます。道路の方を赤字で示しておりますが、田万里町の市道上田万里線をはじめ14カ所となっております。河川の方は青字で示しておりますが、下野町の上成井川をはじめ7カ所、その他公園と致しましては的場等で1カ所となっております。

続いて、単独事業でございますが、地図の2枚目をごらんください。

左肩が、公共土木単独災害箇所となっているものでございますが、こちらにつきましても道路の方を赤字で示しております。福田町の東側、東谷線をはじめ、道路が6カ所。青字で示しておりますのが河川となっております。田万里町の東鑄師原川をはじめ7カ所となっております。それら以外は被災の状態が軽く、修繕が必要な箇所と致しましては、市内全域にわたりまして道路75カ所、河川29カ所、里道水路等23カ所、そのようになっています。

単独事業となります復旧工事につきましては、12月の国の災害査定後に着工することとなることから、年度内での完了が見込まれないということで、関係予算を繰越明許費として計上しております。

補助事業の財源につきましては、工事請負費の66.7%の5,982万9,000円を国庫支出金として充て、残額には起債を充てることとしております。また、単独事業の財源につきましては、工事請負費等に対しましては起債を充てまして、その他の修繕料については一般財源としております。

続きまして、補正予算書の30ページ、31ページをお開きください。

災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、農林水産施設災害復旧費でございます。農林水産施設災害復旧に要する経費として、災害復旧工事請負費など1,863万7,000円の新規計上を行うものでございます。内容につきましては、被災した農業用施設、農地及び林道の復旧工事を行うというものでございます。箇所等ですが、図面の3枚目をごらんください。左から農地補助災害箇所となっているものでございます。国庫補助金の対象となるものをこちらに示しておりますが、農業用施設と致しましては、忠海町の植松池、これは農業用ため池でございますが、それら農業用ため池をはじめ3カ所、農地と致しましては、小梨町の長沢田の農地をはじめ3カ所となっております。計6カ所が国庫補助の対象となる事業でございます。国庫補助金対象外のものにつきましては、市内全域にわたり、農業用施設が6カ所、農地が15カ所、林道3カ所となっております。

補助事業の財源につきましては、農地が県が50%、農業用施設が65%国庫支出金から出まして、残額には起債を90%充当するものとなっております。また、復旧工事費の一部につきましては、農業用施設整備事業等の分担金徴収条例に基づき、所有者に分担金として負担して頂くこととなっておりますので、その額につきましては383万9,000円、分担金として予算を計上しているところでございます。

続きまして、32,33ページをお開きください。

災害復旧費、厚生労働施設災害復旧費、衛生施設災害復旧費について、衛生施設災害復旧に要する経費として、災害復旧工事請負費など1,160万円の新規計上を行うものでございます。内容につきましては、我元行共同墓地において6月下旬の大雨でのり面に亀裂が入って崩壊のおそれが発生する、そういった状況となったことから、復旧工事を行うものでございます。財源については、起債を100%充当するものでございます。

なお、当該工事につきましては、12月、国の災害査定後着工するというところで、年度内の完了が見込まれないため、繰越明許費も合わせて計上をしております。

続きまして、34ページ、35ページをお開きください。

予備費でございます。予備費につきましては、このたびの災害に際して災害復旧費に充用して早急な復旧に着手したことで減額となっておりますので、今後における不測の事態に備えるため、おおむね当初予算計上額に回復をさせようということでございます。

以上が歳出予算でございます。

10ページ、11ページをごらんください。

歳入でございますが、歳出の説明で合わせて特定財源等については触れましたので、歳入で個別の内容については説明は省略をさせていただきます。

最終的に、財政調整基金繰入金を7,327万1,000円計上致しまして、最終的な収支の均衡を図っております。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

委員長（山元経穂君） それでは、質疑をお願いします。

ページ数を提示した上で質疑をお願い致します。

脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 細部説明の中で幼稚園の園運営に要する経費として臨時職員賃金152万4,000円が計上されています。その中身は、介助員を2名配置するというところで新たな予算が計上されている。当初予算はこれを見ますと、365万8,000円が当

初予算として計上されている。いわゆる幼稚園における臨時職員の賃金をどのような位置付けで予算措置をしているのかというのは、臨時職員って年中臨時職員を雇う場合と、日時を限定して雇用をする場合、いろいろありますよね。そういう中で、多分一定の余裕を持っておかなければ定数が、定数というか、臨時職員が雇えなくなるような状況になる。かつては3園あったから、全体の幼稚園費の中でいろんな調整ができたのでしょうけども、今日、こういう格好で補正予算、補正予算は2名、いわゆる介助員の必要性があるからと言われたからだということが根拠で出されているのでしょうけども、そこらの臨時職員賃金の当初予算と、それから今回の補正予算というものの内容について教えてください。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 当初予算とか補正予算の差というものなのですが、当初予算については最低限の園運営が、予算編成時から1年経過することで、園児数とか新入園で入ってくる子を除いては把握ができるわけで、その状態と新たに入園してくる子の状況を踏まえて、最低限の園運営が必要な状況となるような形で当初予算は組んでおります。というのは、例えば一番年少組の子が1年上がる、その中に障害の子がいて介助員が必要という、当初から判断されているような場合については、当初予算から介助員等とか、そういった園運営に必要な経費というのは予算計上しています。

今回については、新たに4月に入園してきた子、園児、そういった当初の情報ではそういう介助員の配置が必要ないというような情報で入園していたのですが、4月に入園して園生活を送る中で、やはり介助員が必要じゃないかというような、そういう現場判断になって、その現場の判断に基づき、先ほど申し上げた客観的に判断される委員会等にかけて、介助員の配置が必要となったということで9月から配置ということで予算を計上しています。

4月から夏休みに入るまでの期間については、当初予算の中で臨時職員賃金とか組んでおりましたので、そこをちょっと先食いしてそういった園児には対応してきたのですが、先食いしてきている部分と9月から介助員を2名増やすということで、今回予算追加をしているというような状況でございます。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） いや、当初予算を組む段階では、新しく入園してくる子どもの中にそういう介助員が必要であるかどうかわからないという形で当初予算を組んでいる。だけ

ど、年長組と年少組だったかな、上の方には介助を必要とする子どもが今までいなかったのか、今度新たに2名の介助員が必要なことが生じた。それが、例えば4月に生じたとして、6月の補正もあり得るし、それを9月の段階で補正をせざるを得ない。もう一つ課題になっているのは、既に臨時職員の賃金は、この介助員だけでなく補助教諭の方が、ずっと臨時でおられることに実際は使われていた。その人は、この6月になって切られているのか、6月じゃない、この1学期いっぱい切られるというふうな実態と思われるというふうに話を聞いています。

そういう、いわば幼稚園において、例えば補助教諭とか介助員という、いわゆる臨時職員をある意味雇用しなくてはならないその条件は、往々にして起こり得るし、今のような判断からすると、新しい入園児の中にそういう人が含まれるであろうと一定に想定をされて予算が組まれるというふうにある。というのは、結局先食いしましたと。先食いしたら足らなくなります。今の人は、必要ないですよ。今度は新たな介助員2名分の先生を雇用していますというふうなやり方で、例えばこういう臨時の人を雇うやり方が、非常にぎりぎりに組まれてるんですね。もっと余裕を持って組んでおれば、もっと幼稚園もうまい具合に人を配置する、幼稚園自体が園のいろんな事情や判断の中で、もっとうまい具合に配置できるだけの一定の余裕を持った臨時職員賃金を置かなければならない。

これがほかの会計であれば、いわゆる臨時職員賃金の全体の中でいろんな融通がきくけれども、幼稚園の場合には今、幼稚園1園しかないのです。だから、1園の限定された中でこういう予算の組み方をすると、当然そのしわ寄せが、矛盾がそこに起こってくる。で、起こってきた時にどういうふうに対応するかというと、今回こういう補正で対応したのだけど、よくよく話を聞いて見れば、本当は常時、幼稚園の中で非常に必要だった補助教諭の方が1学期で終わりになっているというふうな事態になっているんですね。実際。

そういう幼稚園の実態というものをしっかり踏まえた、これ財政課が踏まえるかどうかは別にして、やっぱりそういうふうな余裕、かつては3園あったから、例えば3園分の臨時職員の賃金をうまい具合に流用すればこれが一定にできた。しかし、今は1園だから、非常にぎゅうぎゅう詰めの中でこういうことが流れているんじゃないかという気がするのですけども、そこらの財政当局の判断は、教育委員会の事情聴取をした上での財政当局の判断というのはどういう。

委員長（山元経徳君） 済みません。ちょっといいですか。

教育委員会を呼びましょうか。そちらの方の問題、どうですか。呼びましょうか。よろ

しいですか。

総務部長（谷岡 亨君） 答えられる範囲で答えさせて頂くということで。

委員長（山元経穂君） わかりました。済みません。

総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 今の脇本委員さんの、確かにかつては幼稚園が3園ありまして、その中で予算をとっておりましたので、そういったある程度の融通がきいたというのは確かにおっしゃるとおりです。現在は、竹原西幼稚園1園だけということになっておりますので、そこでの予算調整ということで、必要なものを予算を当然組むということですので、なかなか今の厳しい財政状況の中で余裕を持ってということは難しいかとは思いますが。

そういった中で、必要なものについてはこういった補正という形で手当てをさせて頂いて、対処させて頂くというのが我々としての補正の考えです。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 臨時職員の雇用の形態が、例えば長期的にずっと臨時職員でおられる方、いろんな更新の仕方をしながら何年もずっと臨時職員でありますよという方もおられる。あるいは、今みたいに急に、緊急的に臨時職員が必要な場合もある。だから、会計全般からいうと、そういうことが調整できるような機能がないと、例えば幼稚園費の中にこれを組まれてから、幼稚園の中でやりくりしなきゃならないということに実情なっていて、結局は先食いしているという形になりますよね。どうもそこらが、そういうことによって逆に、現場に非常に矛盾やしわ寄せみたいなのがいくようなことになってはいないか、財政的な必要性からいって、これだけいっぱいいろんなところで不用額出すわけだから、結果的に。何で人件費のところだけそんな不用額を十分取ってあげてないんだって思えるぐらいのぎりぎりをやっているからということがあると思います。

ましてや、そういう事業を、これは単に新学期に何人かは、今は必ず出てくる可能性が高い状況です、一般的に。特に、幼児教育において、多動であるとか、あるいはなかなか落ちつきがないとかというふうな、それは貧困とかいろんな条件の中でそういうことが生まれてくるわけで、そういうことをやっぱり改め、幼稚園の人員配置に学んで、やっぱり一定にそういう余裕を持っていないと、結局は園自体の中にぎすぎすした環境や厳しい状況が生まれてくるということなのです。そこらあたりの配慮は、どうも人件費のところでは総体的に私は足りないと思うのだけど、そういうのは、人件費でこんなことを言うと、

この際、臨時職員の賃金に対する財政当局の判断としては、もっと余裕を持った臨時職員賃金というものを予算措置しておかないといけないのではないかというふうに思いますけど、そこらの姿勢について。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 当初予算編成によると、所管課からの要求に基づいて、その要求の状況を査定して予算をつけるというのが前提となっております。今回、当初予算をつけた内容についても、教育委員会の方が園運営に必要な経費として予算要求で上げてきたものを財政課として査定して当初予算に計上していると、そういったものでございます。よろしくお願い致します。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） そういう意味では、教育委員会にある意味責任があるということですね。実際の管理の状況、実際の現場を管理している教育委員会が、本当は予算要求の段階からこういうことを念頭に置いてやっておかないといけないということですね。そういうことだと教育委員会を呼んでもらった方が話がしやすいでしょう。

1つは、今、財政当局に言っているのが1つの基本的な考え方、もっと言えば人件費に関するもう一つ余裕、もっと言えば人的資源に対するそういう余裕を持った予算編成なり、そういうものは是非考えていかないと、ほかのいろんなところにたくさんの臨時の職員を抱えて、もっと別の言い方をすると、非正規の人をこれだけたくさん抱えている現状の中で、その非正規の人のところの条件が結局あらゆるしわ寄せを受けるような形になっているんじゃないかと。だから、そこに対してしっかり配慮した人事政策であったり、あるいは財政措置であったり、そういうことをしっかりしないと、いつもそこにたまっていく。予算がないということではさっと切られるというようなことが往々にしてある。そういう意味で言っているわけで、是非今後の予算編成における臨時、非正規、そういった中でも処遇や待遇についてはもっと慎重、なおかつそういう人を大切にするという観点から、もう一つしっかり予算措置をすることが必要なのではないかというふうに言っておきますので、その点も御答弁を頂きたいと思います。

委員長（山元経穂君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 組織全体の話の中で、正規職員と臨時職員、あるいは任期付きの職員の部分の考え方の部分だと思うのですが、基本的に業務量がどういうふうになるかという一定の想定をした上で、組織の配置というのをやっていく形になっておりますの

で、その中で正規職員で賄えないところ、あるいは緊急的に必要になった部分につきましては、委員言われましたように、人的な代用ということで期限をつけて臨時職員を雇うとか、いろんな手法を取り入れた対応をしているというのが実態でございますが、実情として、実際に新年度が動き出した時に、当初の予定が変わってくるというケースもございますので、そんな時につきまして、どういう対応ができるかという部分につきましては、再度いろいろと関係当局と話をしながら調整したいというふうに考えております。どうぞ御理解よろしくをお願いします。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 災害復旧費の部分で、それぞれ復旧工事、修繕料というのが復旧に要する経費ということで理解しております。その中の測量設計委託料について少し説明を頂いたらと思います。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 測量設計委託料については、それぞれ公共土木施設の方についても、農林水産施設についても計上しているのですが、この設計については、今後工事する、設計を出す予算と、これから大雨が想定されるというところで、当初予算で災害復旧費が200万円計上されていて、補助事業の対象となる被災している箇所というのは、やはり大きな部分になるので、早目の工事が必要ということになりますので、それらについては早目に、補助対象となるかどうか、査定を受けなくちゃいけないので、その査定を受けるための設計を不特定という形で災害復旧費の200万円を使って、今回やりました。ただ、このたびについては被災箇所がかなり多かったので、予備費の方からこちらの災害復旧費の方へ充用して、そういった設計の方を組みました。

今後、秋にまた雨、災害等想定されるので、今回の工事するための設計費と今後発生すると思われる設計費を合わせてこちらの方へ計上している、そういったものでございます。よろしくをお願いします。

委員長（山元経穂君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） それを聞いて安心はしました。その対象的なものの測量設計というものだけじゃなくて、今後起こり得るであろう、予測することで大きな出費を抑える、抑制できるといったような意味合いもあろうかと思えますし、今回、竹原市内全域において、大小様々な災害箇所が発生をしておりますので、できれば、これはもっと先行といい

ますか、逆に今度新年度へのものにもなるのですが、こういったような事前の調査ですとか、そういったようなものを全市的にやることによって、最終的に費用を抑えていくといったようなものも非常に大切なことになってくると思いますし、今回は関東、東北、北海道でも大きい災害がありましたし、今もまだ被災されている方がたくさんいますけど、もうこの御時世において、想定外といったようなことは余りもう通用しない世の中になってきていますので、こういったような測量といいますか、今後に対応するというのを聞いて非常に安心をしておりますが、さらにこれ一步進んで、進めていって頂ければ、住民の皆さんも目に見えることですし安心できると思いますので、その点、今回だけのことであると思って質問したのですが、今後のそういうものも含まれているということで安心をしました。

今後も、そちらの費用については、この補正のことではないのですが、大きく膨らますといいますか、増やしていく方向が必要だとはお考えでしょうか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 不特定のものについて、どの程度なら妥当な額なのかという判断はなかなか難しいのですが、そういった時のために、今回は予備費を充用して先行着手をした部分もあります。そういった時のために、予備費ではありますが、この予備費については使途が最初から明確にされない予算、それこそ議員の皆様方に使い道を明確にしないものですから、なるべくその予備費の充用というものは慎重に行うようにという形で日常しておりますが、こういった災害復旧に関わらず、緊急的にどうしても必要になる時には、今回は予備費の方は書いてるような形で予算計上させて頂いておりますし、予備費の活用を踏まえながら、後の執行等をコントロールしていかなければならない、そのように考えます。

委員長（山元経穂君） その他、ございませんか。

竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） 私の方から、ちょっと本当に素朴な質問なのですが、29ページと31ページの修繕費と災害復旧工事、この修繕費はある形のものがあるって、それが亀裂が入ったり、補修的な中身の事業なのか、災害復旧工事でしたら、形がなくてどさっと崩れてそれを復旧する工事なのか、この修繕費と復旧工事費の内容、これを教えて頂けないでしょうか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） これはですね公共土木施設と農林施設でちょっと違うのですが、中の修繕というのは災害規模が小さい、その他補助事業並びにまた起債の対象となる単独事業と言われるものは災害規模がでかいということになっています。

その補助対象となる場合においては、まず風雨の状況が、最低限24時間雨量が80ミリ以上でなければならない、そういった基準がございます。それと、その被災施設の規模が高さ1メートル以上の堤でございませうとか、幅員が2メートル以上が対象となるというふうになっています。

補助事業の対象とならないようなものが修繕事業となっていくと、そのように認識して頂ければと思います。よろしく申し上げます。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

その他、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） ないようですので、次に移りますが、議事の都合により暫時、11時まで休憩致します。

午前10時48分 休憩

午前10時56分 再開

委員長（山元経穂君） それでは、休憩を閉じ委員会を再開致します。

委員による質疑を一旦保留として、続いて委員外議員の発言の申し出について協議を行います。

議案第42号工事請負契約の締結について、松本議員から発言の申し出がありました。内容は、配付のとおりでございます。暫時休憩致します。

午前10時56分 休憩

午前10時59分 再開

委員長（山元経穂君） 休憩を閉じて会議を再開致します。

お諮り致します。

松本議員の発言を許可することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 御着席ください。

可否同数でありますので、委員長の権限をもって否決させて頂きたいと思っております。

以上です。

理事者の方は退席願います。

委員外議員の方も退席願います。

では、これより自由討議に入ります。

委員長から一言申し上げます。

自由討議については、暫時休憩の中でとり行いますが、審査の過程上、マイクをオンにして、あくまで委員長の許可を得てから発言をお願い致します。

それでは、自由討議を始めます。

暫時休憩致します。

午前11時01分 休憩

午前11時35分 再開

委員長（山元経穂君） 休憩を閉じて会議を再開致します。

それでは、本日の総務文教委員会を閉会致したいと思います。

ありがとうございました。

午前11時35分 閉会